

コンプライアンス体制の構築について

弁護士 上原 義信

第1 コンプライアンス体制の原則とその構成要素

- ① コンプライアンス違反行為の内容が定義されていること。
- ② コンプライアンス違反行為の内容が全役職員に認識されていること。
- ③ コンプライアンスの意義と必要性が全役職員に認識されていること。
- ④ コンプライアンス違反行為を発見するシステムが存在すること。
- ⑤ ④のシステムの存在とその内容が全役職員に認識されていること。
- ⑥ コンプライアンス違反行為（その発見の懈怠を含む）について制裁が行われること。
- ⑦ コンプライアンス違反行為の再発防止措置が行われること。

上記各条件（①から⑦）までを充足するために、次の体制の構築が必要である。

- ① コンプライアンス違反行為を定義するルール
- ② コンプライアンスのために行うべき行動を定義するルール
- ③ コンプライアンス違反行為を発見するシステムについてのルールとこれに基づいて設置されるシステム
- ④ 次の事項を主管する組織の構成、職務、その権限を定めるルールとこれに基づいて設置される組織
 - ア ①、②及び③の各ルールの内容の周知徹底
 - イ コンプライアンスの意義や必要性を理解させる教育・研修プログラムの実施
 - ウ コンプライアンス違反行為についての制裁の取り扱い
 - エ コンプライアンス違反行為の再発防止措置の実施

第2 コンプライアンス違反行為の定義

法令違反は当然のこと、企業倫理上好ましくない行為も含める

第3 コンプライアンスの意義と必要性

企業の存在理由は、社会的分業を担う経済的単位として、人々が必要としているが独力では手に入れることができない便益を商品や役務を、より安価でタイムリーに提供することにある。そして、関係法令は、企業がその社会的使命を全うするための条件を整備するものであり、そうすることによって社会的厚生を最大にしようとするものである。

したがって、関係法令に違反することは、企業が自らの社会的使命を放棄するものであり、自らの存在理由を否定するものである。関係法令に違反した企業には、業法に基づく営業停止処分や営業免許の取り消し等の行政処分が行われる。また、関係法令が企業の社会的使命を全うさせる法的インフラであり、関係法令の違反が企業の社会的使命の否定であるため、法令違反には強い社会的非難が起きる。法令に違反した企業に対する強い社会的非難は、入札の停止等の販売先からの取引の拒絶、大量のユーザー離れなどを結果として招き、経営が悪化する。経営の悪化は、金融機関の資金の引き上げや購買先からの供給拒絶を招き、経営はさらに悪化するという悪循環を辿り、最終的には経営破綻に至る。それは、その企業で働く全役職員にとって不幸の極みである。

第4 法令違反を発見するシステムとしての「内部通報制度」

- ① 内部通報に対処する組織が設けられていること。
- ② 内部通報に対処する組織は、企業組織の縦のラインに属しない独立した組織であること。
- ③ 匿名での通報が許容されること。
- ④ 内部通報に対処する組織が対処する通報は、法令違反行為やコンプライアンス規程が規定するコンプライアンス違反行為に限定されず、広く企業倫理に反する行為であること。
- ⑤ 内部通報に対処する組織が対処する通報は、真実性がある情報に限定されないこと。
- ⑥ 通報者と通報内容については、内部通報に対処する組織の外部には開示あるいは漏洩さ

れないこと。

- ⑦ 内部通報者は、通報したことによって一切の不利益を受けないこと。
- ⑧ 調査手続きは、速やかに開始されること。
- ⑨ 調査手続きを開始した事実は、速やかに内部通報者に通知されること。
- ⑩ 調査の結果、コンプライアンス違反行為が判明したときは、内部通報に対処する組織は、次の措置を行うこと。
 - ア コンプライアンス違反者に対する制裁手続き（懲戒処分）の開始
 - イ コンプライアンス違反の再発防止策の策定とその実行
- ⑪ 調査結果とこれに基づいて行われた措置は、内部通報者に通知されること。

第5 コンプライアンスを推進する組織「コンプライアンス推進委員会（室）」

1 組織の役割

- ① 次の事項の教育・研修プログラムの実施
 - ア コンプライアンス規程の内容の周知徹底
 - イ コンプライアンスの意義や必要性の理解
- ② 内部通報への対処
- ③ コンプライアンス違反者に対する制裁の判断
- ④ コンプライアンス違反行為の再発防止策の策定とその実行

2 独立した地位の確保

法令違反の究極的な原因は、法律の知識の不足や欠如ではなく非効率的な経営である。したがって、コンプライアンス推進委員会は、非効率的な経営にまで遡ってコンプライアンス違反行為の原因を解明したうえで、再発防止策を策定すべきであり、そういう意味では、経営陣からの独立性が確保されていることが必要である。